3.商業使用人と代理商

3-1.商人の補助者

(1)補助者と商法総則・商行為法

補助者　　使用人（従業員）

　　　　　補助商　　代理商（商27～、会社16～）

　　　　　　　　　　仲立人（商543～）・問屋（商551～）

(2)使用人と商業使用人

使用人（従業員）

雇用契約

取引先等

会社の役員等（会社の機関）

会社330

この一部が商業使用人

（商20～、会社10～）

営業・事業活動

(3)商業使用人の種類

①支配人（商20～24、会社10～13）

⇔②ある種類または特定の事項の委任を受けた使用人（商25、会社14）

　③物品の販売等を目的とする店舗の使用人（商26、会社15）

　［近藤1編6章3節、落合ほか2編3章Ⅰ3］

3-2.支配人

3-2-1.意義

(1)支配人（商20、会社10）と営業所

本店

○○支店

△△支店

営業活動

営業活動

営業活動

統括

商法総則の規定＝「営業所」に言及

会社法の規定＝「本店」「支店」に言及

　＊「営業所」「本店」「支店」の効果［近藤1編8章2節三、落合ほか2編1章Ⅳ4］

商人・会社（営業主）

選任（商20、会社10）・代理権（商21、会社11）

相手方

取引

本店

○○支店

事例3-a　支配人

アカリさんが紅茶のおいしいカフェを開業して2年が過ぎた。今出川の1号店は好評で、売上げも順調に伸びている。そこでアカリさんは、京田辺市に2号店をオープンした。アカリさんはスミレさんを支店長として、2号店の営業を任せた。

(2)選任・終任

選任（商20、会社10）＋会社の場合の選任ルール（会社348Ⅲ①・362Ⅳ③・591Ⅱ）

登記（商22、会社918）

終任事由：①代理権消滅・解任（民111・651・653、商506）、②雇用関係終了（民626以下）、③営業廃止・会社解散

(3)支配人の義務

雇用契約にもとづく義務

特別の義務

・商23Ⅰ②、会社12Ⅰ②＝競業避止義務　→　違反の効果（商23Ⅱ、会社12Ⅱ）

　＊取締役の競業取引のルール（会社356Ⅰ①・365・423Ⅱ）

・商23Ⅰ①③④、会社12Ⅰ①③④＝営業禁止義務

3-2-2.代理権

(1)支配人の代理権

①包括的な代理権（商21Ⅰ、会社11Ⅰ）――営業ごと・営業所ごと（商登43Ⅰ③④参照）

②他の使用人の選任・解任（商21Ⅱ、会社11Ⅱ）

(2)代理権に加えた制限（商21Ⅲ、会社11Ⅲ）

事例3-b　支配人の代理権の制限

事例3-aで、アカリさんは、スミレさんが10万円以上の取引を行う場合には、必ずアカリさんの同意を得るよう定めていた。ところが、スミレさんは、アカリさんに無断で、ダージリン紅茶を代金20万円で仕入れた。相手方は、スミレさんの代理権が制限されていることを知らなかった。

(3)代理権濫用

最判昭54・5・1判時931-112（民93但書類推適用）

民法の一部を改正する法律案（民107）

代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

＊代表取締役の代表権［伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『会社法《Legal Quest》〔第3版〕』（有斐閣、2015年）4章3節３(3)(b)］

3-2-3.表見支配人

(1)意義と規制の趣旨（商24、会社13）

事例3-c　表見支配人

事例3-aで、2号店の営業もすべてアカリさんが行い、スミレさんは「支店長」という名称を与えられていたが、実際には単なるウエイトレスにすぎなかった。ところが、スミレさんは、アカリさんに無断でダージリン紅茶を2号店のために仕入れてしまった。取引の時に、相手方は、スミレさんがウエイトレスにすぎないことを知らなかった。

権利外観法理

ある者（A）が、その責めに帰すべき事由により不実の外観を作り出した場合、その外観を真実であると信じた者（B）を保護すべきであるという考え方

表見支配人の場合：名称を与えた商人＝A　取引相手方＝B

　＊表見代表取締役（会社354）

(2)要件

①名称の付与：支店長、支社長、営業本部長等

最判昭29・6・22民集8-6-1170（支店長代理）

②相手方の善意（商24但、会社13但）

最判昭32・11・22裁判集民事28-807（悪意の証明責任）

最判昭33・5・20民集12-7-1042（善意／悪意の基準時）

(3)営業所

商24：「営業所の営業の主任者」

最判昭37・5・1民集16-5-1031（生命保険会社の支社）

「被上告会社〔生命保険会社〕は、保険契約の締結、保険料の徴収ならびに保険事故ある場合の保険金の支払をその基本的業務内容とするものであるが、同会社大阪中央支社は、新規保険契約の募集と第一回保険料徴収の取次がその業務のすべてであって、被上告会社の基本的事業行為たる保険業務を独立してなす権限を有していないというのであり、…被上告会社の主たる事務所と離れて一定の範囲において対外的に独自の事業活動をなすべき組織を有する従たる事務所たる実質を備えていないものであるから、商法四二条［現行商法24、会社13］の支店に準ずるものではなく、したがって、同支社長矢内一郎も同条にいわゆる支店の営業の主任者に準ずるものでないと解すべきであ〔る〕。」

最判昭39・3・10民集18-3-458（出張所）

「上告会社高知出張所は、…上告会社西宮支店管下の一出張所であること、西宮支店は、北は福井県から南は四国を含めて広島県まで計一八県における肥料の仕入、販売、金融その他これに付随する一切の業務を取り扱っているところ、右高知出張所は、相場の著しい変動あるものの仕入はとくに右支店の許可を要したが、それ以外は右許可を要せず仕入行為をすることもあって、肥料を高知県下に販売し、その代金の回収と右販売に伴う運送等を行っていたもので、同出張所における昭和三二年頃の年間肥料販売額は四千万円にも達していたこと、…職員として出張所長の下に男女合せて三名が勤務し、右職員の給料を除くその他の出張所の日常経費はその取立金で賄い、不足を生じたときは右支店から送付されることになっており、右出張所の金銭出納のために四国銀行旭町支店に普通預金口座が設けられていたことがいずれも認められるから、高知出張所は、単に機械的に取引を行うにすぎない出先機関たる売店、派出所ないし出張所とは類を異にし、前記販売業務の範囲内では、本店から離れて独自の営業活動を決定し、対外的にも取引をなしうる地位にあったと認められるというのであるから、このような場合には、右高知出張所は、上告会社の支店と解して妨げなく、右出張所長の名称を付せられていた〔者〕は商法四二条［現行商法24、会社13］にいう表見支配人に該当するとした原判決は首肯しうる。」

最判昭43・10・17民集22-10-2204（営業所の実質を備えないbut支店として登記）

「商法によれば出張所、支社等において営業の主任者たることを示すべき名称を附せられた者がある場合でも、右出張所等が商法の意義における支店の実質を備えていないときには、その者を支配人と同一の権限を有するものとみなしえない…が、もしこれについて支店としての登記がある場合には、商法一四条［現行商9Ⅱ、会社908Ⅱ］により、その登記をした商人は、その登記の不実なることをもって善意の第三者に対抗しえない結果、商法四二条［現行商法24、会社13］の規定の適用に当たっては、これを本来の意味における支店として取り扱わざるをえず、右の者は裁判外の行為については支配人と同一の権限を有するものとみなされるのである。」

(4)表見支配人と代理権の制限との関係

①最近の有力説

A：営業所の営業の

主任者として選任

＋

包括的な代理権

B：営業所の営業の

主任者として選任

＋

代理権に制限

C：営業所の営業の

主任者として選任

されず

支配人

：商21 I、会社11Ⅰ

支配人but代理権制限

：商21Ⅲ、会社11Ⅲ

支配人ではない：商24・会社13を充たせば表見支配人

Ａ：代表取締役

として選任

＋

包括的な代表権

Ｂ：代表取締役

として選任

＋

代表権に制限

Ｃ：代表取締役

として選任されず

代表取締役

：会社349 Ⅳ

代表取締役but代表権制限：会社349Ⅴ

代表取締役ではない：会社354を充たせば表見代表取締役

②伝統的な通説

Ａ：営業所の営業の

主任者として選任

＋

包括的な代理権

Ｂ：営業所の営業の

主任者として選任

＋

代理権に制限

Ｃ：営業所の営業の

主任者として選任

されず

支配人

：商21Ⅰ、会社11Ⅰ

支配人ではない：商24・会社13を充たせば表見支配人

3-3.代理商

(1)意義（商27、会社16。商4Ⅰ・502⑪⑫も参照）

契約関係

代理商契約

代理行為

例：損害保険代理店（海上保険以外）、海運代理店、旅行業者代理業者

契約関係

代理商契約

媒介

契約締結

例：損害保険代理店（海上保険）、証券仲介業者

代理商のメリット［近藤1編7章1節、落合ほか2編3章Ⅱ1］

営業規模の拡大・縮小が容易（⇔使用人：雇用・解雇は容易でないことも）

代理商の知識、経験

手数料制度→コスト削減（⇔使用人：賃金）

代理商を直接監督する必要なし（⇔使用人：常時監督）

(2)代理商契約――委任（民643）または準委任（民656）

契約の解除（商30、会社19）　⇔　民法の原則（民651）

(3)代理商の権利・義務

委任契約上の権利・義務：善管注意義務（民644）など

特別の権利・義務

・通知義務（商27、会社16）

・競業避止義務（商28、会社17）

・留置権（商31、会社20）

債権者：代理商

留置権

取引の代理・媒介をしたことによって生じた債権：弁済期

債務者：商人

「商人のために当該代理商が占有する物または有価証券」

牽連性不要

事例3-d　代理商の留置権

代理商Aは、商人Bを代理して商品Pの売付けを行い、その報酬債権が弁済期にある。Aはまた、Bから依頼されて買い付けた商品Qを相手方から引き渡され、占有している。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 被担保債権・目的物・牽連性 | 目的物所有 | 占有原因 | 破産時 |
| 民事留置権  （民295） | 目的物に関して生じた債権＝牽連性 | 債務者所有の必要なし | 不法行為による占有開始不可 | 失効  （破66Ⅲ） |
| 商人間の留置権（商521） | 債権者・債務者双方にとって商行為である行為によって生じた債権  ＝牽連性不要 | 債務者所有 | 債務者との商行為（債権者にとって商行為であればよい） | 特別の  先取特権  （破66Ⅰ） |
| 代理商の留置権  （商51、会社20） | 取引の代理・媒介をしたことによって生じた債権  ＝牽連性不要 | 債務者所有の必要なし | 要件なし |